

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、56万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の44万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月1日から同年9月1日まで

私の勤務先であるA社が加入しているB厚生年金基金からの連絡により、申立期間に係る同基金の基本標準報酬月額記録と厚生年金保険の標準報酬月額記録に相違があることが分かった。事業主は、既に年金事務所に標準報酬月額に係る訂正の届出を行ったが、申立期間については、年金給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初44万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成24年11月に44万円から56万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(56万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(44万円)となっている。

しかしながら、C市から提出された申立人に係る住民税課税基礎資料の平成

20 年給与収入額及び社会保険料控除額を検証したところ、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（56 万円）に見合う給与が支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、56万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の47万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月1日から同年9月1日まで

私の勤務先であるA社が加入しているB厚生年金基金からの連絡により、申立期間に係る同基金の基本標準報酬月額の記録と厚生年金保険の標準報酬月額の記録に相違があることが分かった。事業主は、既に年金事務所に標準報酬月額に係る訂正の届出を行ったが、申立期間については、年金給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初47万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成24年11月に47万円から56万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(56万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(47万円)となっている。

しかしながら、C町から提出された申立人に係る給与支払報告書の平成20

年支払金額及び社会保険料等の金額を検証したところ、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（56 万円）に見合う給与が支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 58 年まで

私は、昭和 47 年から 58 年まで A 社で勤務し、B 社（現在は、C 社）D 構内において A 社が請け負った E 業務を行っていた。給与は、最初の頃は現金で、同社が会社組織となって以降は小切手で受け取ったが、給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。

A 社で勤務していたことが分かる「F 教育講習修了認定書」を提出するので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

「F 教育講習修了認定書」を交付した G 会（現在は、H 会）から提出された当該教育講習に係る受講者名簿の記載内容及び A 社の元取締役の回答等により、期間の特定はできないものの、申立人は、同社が請け負った業務に責任者として従事していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は昭和 49 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち 47 年から 49 年 5 月 1 日までの期間は適用事業所ではない。

また、商業登記簿によると、A 社は平成 7 年 11 月 30 日に解散しており、事業主は既に亡くなっている上、前述の元取締役は、「申立人の申立期間に係る人事記録、賃金台帳、社会保険関係書類等は保管していない。A 社の社会保険事務は社会保険労務士に委託していた。」旨回答しているところ、当該社会保険労務士（既に廃業）は、「A 社の社会保険関係の届出事務を行った記憶は無い。」旨供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

さらに、A社で申立期間に厚生年金保険被保険者の資格が有る17人に照会を行い、8人から回答又は供述を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

加えて、申立人は、A社の同僚として6人の名前（うち5人は姓のみ）を挙げているが、同社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該6人の記録は見当たらない上、当該6人のうち氏名が判明している者1人及び前述の同僚照会における回答者から同社の従業員として名前が挙げられた者1人のオンライン記録を見ると、当該2人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年5月1日以降の申立期間においても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているか、又は申請により保険料の納付を免除されていることから、同社は、請け負った業務に従事していた全ての者を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、申立人は、昭和47年11月15日以降の申立期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。